原判決中、控訴人人の被控訴人に対する懲戒処分無効確認請求を棄 却(同請求についての訴を却下)した部分を取消し、右部分につき本件を神戸地方 裁判所に差し戻す。

控訴人Aのその余の控訴ならびに控訴人Bの控訴をいずれも棄却す 2 る。

3

控訴人Bの慰藉料請求を棄却する。 第二項の部分に関する控訴費用は控訴人らの負担とし、前項の部分 4 に関する当審における訴訟費用は控訴人Bの負担とする。

「原判決を取消す。 控訴代理人は、 (本位的請求)(1)被控訴人が昭和三六年 六月二〇日付で控訴人Bに対してした譴責、同月二一日付で控訴人Aに対してした 譴責は、いずれも無効であることを確認する。

被控訴人は控訴人らの労働者名簿中賞罰欄に記入された前項の譴責に関 する部分を各抹消し、被控訴人発行の社報に前項の譴責が無効である旨を掲載せ (3) (当審における新たな請求)被控訴人は控訴人Bに対し一〇万円を支払 (予備的請求) (1) 被控訴人は控訴人らに対しそれぞれ第一項の譴責が誤り であるから謝罪する旨の記事を前項の社報に通常の様式で一回掲載せよ。 控訴人は控訴人らの労働者名簿中賞罰欄に記入された前記譴責に関する部分を抹消 せよ。」との判決を求め、被控訴代理人は控訴棄却、控訴人Bの当審における新た な請求棄却の判決を求めた。

当事者双方の主張、証拠の提出援用認否は、左記のほか原判決記載と同一(ただし、原判決四枚目裏六行目の「必要を制限」を「必要な制限」と、同九枚目表二行 目の「斉らさない」を「もたらさない」と改める)であるから、これを引用する。 (控訴人らの陳述)

、控訴人Bは昭和四五年三月二六日満五六歳に達し就業規則二六条により同年 六月三〇日付をもつて定年退職したが、これより先昭和三六年六月二〇日同控訴人 に対し正当な理由なく、違法な譴責(その無効なことは既に述べたところである)をしたため、同控訴人は名誉を傷けられたばかりでなく、定年退職にあたり当然雇用延長、すなわち再雇用されるべきであるのに再雇用されず、精神的苦痛を被つたものである。同控訴人は、当審において新たに被控訴人に対しその被つた右不法行 為による精神的苦痛の賠償、すなわち慰藉料として一〇万円の支払を求めるもので ある。なお被控訴人会社における雇用延長の制度は、定年退職者につき特別の理由 のないかぎり再雇用されているものであつて、同控訴人は前記譴責その他の事由に より再雇用されなかつたものである(甲第一四号証)

控訴人らは本件譴責を受けるまで所属長から事実上の注意ないし警告を受 けたことはない。本件譴責の理由とされ、控訴人らが違反したという文書掲示手続 規程は、被控訴人会社の従業員のすべてに適用される定(規範)であつて、労働基 準法八九条にいう就業規則に当るものである(同条一項一〇号)。したがつてその 作成につき同条一項・同法九〇条に定める手続(労働組合の意見を聴し、かつ所轄 労働基準監督署に届け出ること)を経なければならないにもかかわらず、被控訴人 は右規程の作成につき所定の手続を経ておらず、右規程は無効のものといわねばな らない。すると控訴人らは、「屡々規則に違反したとき」(就業規則七二条三号) に該当しないものというべきである。けだし右にいう「規則」が無効であるからで ある。

マ、右規程は、すでに述べたように労働基準法三四条の休憩時間自由利用の定め に反するばかりでなく、憲法二一条二項の禁止する検閲を認めるものであつて無効 のものである。もとより使用者には施設管理権、人事権があり、従業員の施設利用 については限界があるけれども、右規程による制限は合理的な必要限度をこえてい るのであつて、休憩時間の自由利用を制限することは許されない。

(被控訴人の陳述)

控訴人Bは、昭和四五年三月二六日満五六歳に達し、被控訴人会社の就業 規則二六条の規定に基づき同年六月三〇日付をもつて定年退職した同控訴人労働者 名簿は、その日から三年の保存期間を経過した昭和四八年七月一日かぎり廃棄され るものである(労働基準法一〇九条)。したがつて、同控訴人は現在被控訴人会社 の従業員ではないから前記講責が無効であることの確認を受ける利益がない。また 同控訴人はその労働者名簿中右譴責事項記載の抹消を訴求する利益もない。

控訴人Bは当審において、本位的請求として、新たに慰藉料請求を追加し

たが、右新請求は、同控訴人が定年退職の際雇用延長、すなわち再雇用されなかつたことによる損害の賠償としてするものであるから、その事実関係は本件譴責の無効確認請求の事実関係とは全く異るものであつて請求の基礎は同一でないばかりでなく、従来の請求についての審理はほとんど終つており、新請求について今後審理をするとすれば、著しく訴訟手続を遅滞させるものであるから、この新請求の追加的変更は許さるべきでない。

三、 なお控訴人Bが定年退職するに当り雇用延長、すなわち再雇用されなかつたのは、同控訴人が被控訴人会社の定める雇用延長取扱要領第二条五号(「勤労意欲に欠け、勤務成績が不良の者」)に該当したためであつて、本件譴責を受けたためではない。

四、 控訴人らの自認しているように、控訴人Bは昭和三六年一月初旬、三月下旬二回にわたつて、所管課長の承認を受けずに「運輸ニユース」を職場において配布し、控訴人Aは昭和三五年中数回にわたつて所管課長の承認を受けずに「電知三四年の日に数回にわたつて「川造映サニユース」を、昭和三六年四四日「安全対策のためのアンケート」を職場において配布したのであるが、そのにはいずれも休憩時間中に行われている。ところで、本件譴責に先立つて控訴人Aはいずれも文書配布について所属長の注意を受けている。すなわち、控訴人Aはいずれも文書配布について所属長の注意を受けている。対なわち、控訴人Aはいずれも文書配布について所属長の注意を受けている。対象が表現の表記を受けている。対象が表現の表記を受けている。対象が表現の表記を受けるに表現の表記を受けた。にもかかわらず、対象の表記を受けた。にもかかわらず、対象の表記を受けた。にもかかわらず、対象の表記を受けるにその後も同様の文書配布をあるで、諸般の事情が参酌されて本件譴責を受けるに至つたものである。

(証 拠) (省略)

里 由

第一 控訴人Bの各請求について。

一、懲戒処分無効確認請求について。

同控訴人は被控訴人会社の従業員であつたが、被控訴人が昭和三六年六月二〇日 同控訴人に対し、同控訴人が職場において休憩時間中、所管課長の承諾を受けずに 二回にわたり「運転ニュース」を配布したことが被控訴人会社の就業規則七二条三 号に該当する旨の事由をもつて、懲戒たる譴責をしたこと、同控訴人が昭和四五年 三月二六日満五六歳に達し同年六月三〇日かぎり定年退職したことは当事者間に争 がない。

被控訴人は、同控訴人はすでに従業員たる地位を失つているから、本件譴責の無効確認判決を求める法律上の利益がないと主張するので考えてみる。

成立に争のない乙第一号証によると、被控訴人会社は就業規則七一条において 懲戒は譴責、出勤停止および懲戒解雇の三種とし、譴責は始末書を提出せしめ将来を戒めると定め、同七二条において譴責事由の一として「勤務不良又は屡々規則に違反し会社の風紀秩序を棄したとき」と定めていることが認められる。およそ使用者は企業秩序維持のため労働者に対し就業に関する指揮命令権を有するものである。 この秩序を棄す労働者に対し制裁を加えることができる(もつとも、制裁は その制裁が、労働者において精神的苦痛ないし経済的不利益を伴う場合は、法令、 就業規則においてこれを定め、もしくは合意のある場合にかぎり許容される)。 戒の一種として使用者が労働者に対して課する譴責は、使用者において企業秩序違 反の事実を認定して懲戒権の存在を確認し、かつ将来同様の違反行為を繰返してはならない旨その将来を戒める観念の表示ないし宣言(確認行為)であるが、それは 当該労働者に対し同時に、少くとも、労働者が当該秩序違反の事実を自認し、かつ 将来これを繰返さない旨(不作為義務の確認)書面をもつて陳述すべき義務、 わちいわゆる始末書の提出義務を負担せしめるものである。このような陳述義務 は、当該労働者の是非弁別の判断、つまり良心に関するものであるから、その内容 が企業秩序維持のため必要、かつ相当とされる範囲をこえるときは、良心の(不当な)制限にあたるものであつて許されないものというべきである。当該労働者はそ の(不当な)制限を受けない法的利益を有するものであり、このような陳述義務は 法的義務であるといわねばならない(業務自体に関する義務でないことはいうまで もない)。前示就業規則七一条等はこのような法的な陳述義務を定めたものであ る。しかして前示始末書提出義務は就業規則の適用される従業員にのみ課せられる ものであるから、従業員たる地位を失つた者にその提出義務がないことは明白であ る。したがつて定年退職した同控訴人は、始末書提出義務を有しない以上、本件譴 責の無効であること、すなわち始末書提出義務のないことの確認判決を求める法律

上の利益を有しないものといわなければならない。

同控訴人は、本件譴責の無効確認によつて、次期定期昇給の減額ないし停止事由、将来の懲戒の加重事由が除却される法的利益があると主張するけれども、同控訴人はすでに従業員たる地位を失つているのであるから、もはや定期昇給はもちろん懲戒を受けることもなく、右法的不利益存否確認の利益はないものといわねばならない(なお同控訴人の受領した退職金が本件譴責のため減額されたものであれば、その具体的金額を主張して争うほかはない)。

なお、法律行為ないし法律要件事実たる観念の表示行為の無効確認を求める趣旨は、端的にいうならば、それに基づく法律効果(法律関係)の存否の確認を求めるにほかならず、当該法律効果たる法律関係(権利・義務)存否確認の利益があれば足りるものであるから、同控訴人の申立にかかる本件譴責の無効確認請求をもつて、単なる過去の事実の確認請求と解する被控訴人の主張は採用できない。また本件譴責の適否、したがつて前示始末書提出義務の存否についての紛争は、被控訴人会社の内部規律に任されるべき事項ではなく個人の具体的権利義務の存否についての法律上の争訟であるといわねばならない。

二、労働者名簿訂正(一部抹消)請求について。

労働者名簿は、労働基準法が忠実に守られているか否かを、監督行政機関が把握するための手段の一つであつて、使用者はその記載事項に変更があつたときは、行政庁ないし国との関係において、遅滞なく訂正すべき同法上の義務を負担しているものであり、当該労働者との関係において、訂正義務を負担するものではない(同法一二〇条一号、一〇七条二項参照)。同控訴人の右請求は理由がない。

同控訴人がその主張に係る文書を配布するにつき、あらかじめ所管課長の承認を 求めなかつたことは当事者間に争がない。

(一)、 同控訴人は、文書掲示手続規程は性質上就業規則であるにもかかわらず、被控訴人においてその作成にあたり労働組合の意見を聴かず、監督官庁に対しその届出をしておらず、無効のものであると主張するけれども、原審証人E(第二回)、同Fの証言、弁論の全趣旨によると、被控訴人は昭和三二年三月一日右規程作成にあたり被控訴人の過半数をこえる従業員より成る労働組合たる全日本造船労働組合川崎造船分会の執行部、すなわち同組合の意見を聴いたことが認められる(当審証人Gの証言中右認定に反する部分は信用できず、他に右認定を覆えずに足りる資料はない)。監督行政庁に対する届出はその有効要件と解せられない。同控訴人の右主張は採用できない。

同控訴人は、その主張の文書は休憩時間中に配布したものであつて、 右規程は少くとも休憩時間中に配布される文書に関するかぎり無効であり、かつ憲 法二一条に違反する無効のものであると主張するので考えてみる。右文書が休憩時 間中に配布されたことは前記のとおりであつて、成立に争のない乙第二号証によれば、右規程には、会社構内において、掲示、配布、撤布(以下掲示という)しよう とする一切の文書の取扱はこの規程の定めによる(一条)、掲示することができる文書の内容は、(1)会社が必要とする通知事項、(2)教育、文化、体育、娯楽 (3) クラブ、同好会その他従業員の親睦に関する事項、(4) 右 に関する事項、 (2)・(3)に準ずる事項に該当するもののうち、所管課長が掲示することを適 当と認めたものに限る(三条)、文書を掲示しようとするときは、あらかじめ所管課長の承認を受けなければならない(四条)、労働組合の掲示文書の取扱いについ ては、別に定めるところによる(九条)等定められていることが認められる。およ そ労働者による使用者の設置した施設利用は、ほんらい、使用者の指揮命令の下に おける労務の提供、これに随伴する一定時間の休憩をも含む行為に必要な範囲にお いて許容されているものである。したがつて企業秩序保持上認められる使用者の施 設管理権を侵略する労働者の施設の利用は許されない。労働者の文書配布による施 設の特別使用については、それが管理権を侵害するか否かの判断をあらかじめ使用 者がなしうる機会が使用者に与えられなければならない。右規程において、文書の配布につきあらかじめ所轄課長の承認を要するとしたことは、労働者の休憩時間自由利用の趣旨に反するものではない。また憲法二一条の趣旨に反する公序違反の定 めでもない。また右承認がえられなかつた場合、労働者としては、使用者の施設の 外、たとえば門外において、その門を通つて出勤または退出する労働者に文書を配布して所期の目的を達することもできるというべきであつて、右規程による制限を もつて公序に反する違法無効のものということはできない。また原審における控訴 人B本人尋問の結果によれば、同控訴人は従前被控訴人会社の門外において文書を

配布したことがあることが認められるのである。なお、原審証人Eの証言(第二回)によると、右規程は作成当時被控訴人会社の社報に掲載しており従業員一般に知らせていることが認められ、就業規則として従業員に対する拘束力を有するものである。したがつてたとえたまたま同控訴人が右規程の内容を知つていなかつたとしても、その拘束力に影響はないといわねばならない。

(三)、前記文書が「労働組合の掲示文書」(前記規程九条)にあたらないものとする当裁判所の判断は、原判決理由中該当部分記載(原判決二一枚目表五行目から同事ニ行日まで)と同一であるから、これを引用する

から同裏二行目まで)と同一であるから、これを引用する。 四、してみると、同控訴人が二回にわたる前記文書の配布につきあらかしめ所管課長の承認を求めなかつたことは就業規則七二条三号(「反規則する。前記を表現りである。そこで本件譴責の適軽微であるか特に記る。第一号証によると、就業規則七〇条二項には、「反則が軽微であるか特に止めるの余地がある」旨定められていることが認められるときは懲戒を免じ訓戒によるとが認められるの認められていることが認められ、前記目の制組合所によると、前記労働組合の成立の認められる乙第三号証、原審証人Hの証言によると、前記労働組合の成立の認められる乙第三号証、同経証の統制を素すものとしていることが認められる。 は、同控訴人は(控訴人Aも)同組合が右文書配布をもつて組合活動ではそののは、同控訴人は(控訴人Aも)同組合が右文書配布をもつていることが認められる。

してみると、不法行為の成立を前提とする(なお、同控訴人主張の再雇用拒否の事実は、不法行為自体ではなく、損害の一態様であるとみられる)同控訴人の各請求は、爾余の点につき判断するまでもなく、いずれも理由がないものというべきである。

第二 控訴人Aの各請求について。

一、懲戒処分無効確認請求について。

同控訴人は被控訴人会社の従業員であるが、被控訴人が昭和三六年六月二一日同控訴人に対し、同控訴人が所管課長の承認を受けずに数回にわたつて職場において、付題時間中に「電熔ニュース」、「川造映サニュース」、「安全対策のためのアンケート」を配布した(成立に争のない甲第二号証の一から三まで、同第三号証の一から六まで、同第四号証によると、「電熔ニュース」は昭和三五年六月、七月、一二月中に計三回、「川造映サニュース」は昭和三四年五月中、昭和三五年一月、四月、一二月、昭和三六年五月中に計六回、「安全対策のためのアンケート」は昭和三六年四月中に一回、それぞれ配布されていることが認められる)ことが、被控訴人会社の就業規則七二条三号等に該当する旨の事由をもつて、懲戒たる譴責をしたことは当事者間に争がない。

被控訴人は、本件譴責は被控訴人会社の内部規律にかかわる事項であつて、その適否についての紛争は法律上の争訟ではないと主張するけれども、本件譴責は後に述べるように、少くともいわゆる始末書の提出義務を被懲戒者に課するものであつて、その適否は、被控訴人会社と対立する従業員個人の具体的権利義務の存否にかかわる事項であるから、被控訴人会社の自治ないし内部規律に任さるべきものではない。被控訴人の右主張は採用できない。

さらに被控訴人は、本件譴責無効確認請求についての訴は、単なる過去の事実の

存否の確認の訴にすぎず、〈要旨〉確認の利益を欠く不適法な訴であると主張するので検討する。本件議責は、前記(第一、一)のように、使用〈/要旨〉者において当労働者の企業秩序違反の事実を認定して具体的な懲戒権の存在を確認し、かつ将来な同様の秩序違反行為を繰返してはならない旨のその将来を戒める観念の表としてはならない旨のであるにようなによって当該労働者に対しられて当該労働者に対し、のとおりである。まずでき義務、すなわちいわゆるものである。まずであるとは、前記であるとは、前記である。まずである。まずである。まずであるとは、前記であるとは、前記であるとは、から生活を表別である。まずであるとは、から生活であるとおりである。まずであるとは、から生活であるとおりである。まずであるとは、から生活であるとおりである。まずであるとは、から生活であるとなりである。まずであるとは、から生活であると解され、のと解され、のは、からは、からは、からないとを表別である。は、から生活であると解され、のと解され、のと解され、のと解され、のと解され、のと解され、のと解され、のと解され、のと、とした原判決中当該部分は失当)。を表別で表別であると主張は採用できない。

二、労働者名簿訂正(一部抹消)請求について。

同控訴人の右請求を理由がないとする判断は、前記(第一、二)のとおりである。

E、 社報公示請求・謝罪広告請求について。

同控訴人がその主張に係る文書を数回にわたり休憩時間中職場において配布する につき所管課長の承認を求めなかつたことは当事者間に争がない。

第三 以上の次第で、控訴人Bの当審における新たな請求はこれを棄却するべく、また同控訴人の本件控訴はこれを棄却すべきものとし、原判決中、控訴人Aの 譴責無効確認請求を棄却(同請求についての訴却下)した部分を取消し、これを原 審に差し戻すこととし、同控訴人のその余の請求についての部分の本件控訴を棄却 することとする。

んようで、民訴法三八八条、三八四条、九五条、八九条、九三条を適用し主文のと おり判決する。

(裁判長裁判官 山内敏彦 裁判官 阪井昱朗 裁判官 宮地英雄)